

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第５回）

日時：令和４年１２月２０日（火）午後１時３０分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- １ 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
GLP昭島プロジェクト
- ２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
一般国道２０号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業【３回目】
- ３ その他

【審議資料】

資料１ 「GLP昭島プロジェクト」

資料１－１ 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び
項目別審議について

資料１－２ 「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書に
ついて（案）

資料２ 「一般国道２０号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価
書案 第２回部会審議質疑応答

<出席者>

第二部会長 宮越委員

池邊委員

池本委員

日下委員

小林委員

袖野委員

廣江委員

水本委員

宗方委員

保高委員

渡邊委員

(11 名)

藤本政策調整担当部長

椿野アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和4年12月20日

(事業名称) GLP昭島プロジェクト

1 選定した環境影響評価の項目 14項目 (選定した理由 p. 105～109)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、
電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、
温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載すること。

【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることか

ら、計画建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響により隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 3項目（選定しなかった理由 p.110）

悪臭、水質汚濁、地形・地質

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「G L P昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	2 3 2 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	2 3 4 件

2 都民からの主な意見

(1) 環境全般

- ・水や緑の豊かな背景をもつ昭島市において、代官山周辺や昭和パブリックゴルフ場は、市の都市計画のマスタープランでも、「緑の拠点」に位置づけられており、市内では3番目に大きな緑地面積を保っている地域である。事業地に隣接する玉川上水は景観基本軸に指定され、その両岸は、都だけでなく沿線住民の積極的な協力によって維持されてきた。今回の開発計画がそのまま実施された場合、そのグリーンベルトへの悪影響は計り知れず、マスタープランの実現と両立できるものではない。事業者としていかなる方策を講ずるのか、具体的かつ明確な説明を求める。
- ・データは保育・学校施設を利用する子どもの保護者を含む市民に対し、専門知識がなくてもわかりやすいかたちで示されるとともに、調査が一般に公開され、透明な形で実施される必要がある。また、調査・予測の結果によっては、事業計画の見直しを、住民との対話により実現することが求められる。

(2) 大気汚染

- ・既存資料調査と現地調査が予定されているものの、各調査事項の調査範囲・地点は明らかに不十分である。少なくとも、関連車両（工事中・完成後）の走行ルート上の道路周辺・交差点で調査地点を増やすことが必要。学校、保育園・幼稚園、病院、住宅地、介護施設の周辺の調査は必須と考える。
- ・大量の大型トラックの走行が想定される本計画において、これらの粉じんによる大気汚染の発生は間違いなく、さらに道路の摩耗による粉じんの発生も想定される。これらについても調査、予測の対象とすべき。

(3) 騒音・振動

- ・既存資料調査と現地調査が予定されているものの、各調査事項の調査範囲・地点は明らかに不十分である。少なくとも、関連車両（工事中・完成後）の走行ルート上の道路周辺・交差点で調査地点を増やすことが必要。学校、保育園・幼稚園、病院、住宅地、介護施設の周辺の調査は必須と考える。
- ・大型トラックなどの24時間絶え間ない交通による振動・騒音による周辺住民への心身の健康への影響が懸念される。住宅地周辺を中心に調査と予測を行って頂きたい。
- ・昭和の森付近には、つつじが丘団地があり、玉川上水付近には戸建の家がたくさん並んでおり、周囲が住宅街である。騒音・振動はまのがれないことが予測でき、住環境にはふさわしくない。
- ・本計画では「低周波音」を予測・評価の対象としないとし、「施設に設置する排気設備は著しい低周波音を生じさせない規模の一般的な設備を選定するほか、敷地境界から十分な離隔を確保した個所に設置する計画に努める」とある。しかし、具体的にどの程度の規模のどのような設備となるのか、「敷地境界から十分な離隔」が具体的に何メートルになるのかは、調査・予測による根拠データがなければ判断できない。低周波音についても調査・予測をおこなう必要がある。

(4) 土壌汚染

- ・開発地域の戦前・戦中時代の土地利用（整備場等）によっては、土壌調査の必要性もあるのではないかと。
- ・本事業計画地の昭和の森ゴルフコースは以前から除草剤や農薬等の使用があったため、土壌汚染の調査を全面的に行うべき。
- ・工場施設の用途によっては、将来的に土壌汚染が発生するおそれがあり、その時点での土壌汚染を把握、防止するためには、事業実施前の状況を根拠データとして取得しておく必要がある。工場の用途を想定した予測を提示する必要がある。

(5) 地盤

- ・地下水のくみ上げによる地盤の沈降や雨量増大による地盤の上昇についてモニタリングの観測井を設置する計画さえないのは、地下水の変動や地盤の将来予測に慎重さが欠けていると言わざるを得ない。モニタリングの観測井を設置することを求める。

(6) 水循環

- ・昭島市の水道は現在100パーセント地下水でまかなわれているが、GLP社は現有の井戸水を使用している。地下水の枯渇や地盤沈下が懸念されるため、地下水涵養量を調査することを求める。

- ・ゴルフ場の現有井戸の水で冷却するとあるが、1ヶ所で大量に汲み上げると別の井戸が空になり、周辺の民家などの井戸が枯渇する可能性がある。
- ・1時間降雨量が100mmに対応できる浸透能の確保や表面流出の防止計画を立てるべきである。
- ・本計画には「掘削工事」による地下水の水位への影響のみを考慮するとあるが、工事完了後、施設稼働後の雨水浸透施設の状態や、施設における井戸水利用による影響も調査・予測がなされ、適切な計画・管理がおこなわれる必要がある。

(7) 生物・生態系

- ・代官山をはじめとした周辺の緑地は、従来、立ち入りが制限され、自然保護の理念が基本にあったため、希少種や絶滅危惧種も多く守られてきたとも言える。この地域の価値や役割をどのように反映させるのか。
- ・代官山と玉川上水、市立上水公園等、一連の緑地のつながりを維持する考えはないか。今の開発計画では、それぞれが完全に分断されてしまう。緑地はできるだけまとまった面積が必要である。
- ・データセンターの排熱による玉川上水の樹木や動植物等への影響予測と実地調査をすべき。
- ・現在ある生物多様性を維持するよう調査方法を検討すべき。希少なオオタカやアナグマの生息する代官山緑地のみを孤立させて残しても生態系を維持できない。玉川上水への緑の回廊を残す等生態系への影響を減らす計画とすべき。
- ・代官山に生息する希少生物であるオオタカとオオタカ幼鳥は、代官山に巣を作りゴルフ場で狩り（獲物）をして生存しているとみられる。ゴルフ場がなくなる、つまり獲物を得られる場所がなくなることの影響を鳥類の専門家の意見をふまえて調査し予測、評価していただきたい。
- ・玉川上水に生息するゲンジボタルの環境を保全するために、玉川上水の水面近くの水の明るさが1ルクス以下になるようにしていただきたい。事業所内の明るさについても、ゲンジボタルが生息しているため、1ルクス以上にならないように配慮していただきたい。光が漏れて明るくなることによるゲンジボタルへの影響、光害を発生させないようにしていただきたい。
- ・今後の開発や調査などに向けて、計画地周辺において20年以上にわたる地域の環境保全活動に基づく希少植物などの調査データと分析結果を示す。これらを見て、開発や調査の中身をよくご検討頂きたい

(8) 日影

- ・データセンターや物流倉庫は高さや幅がいろいろあり、玉川上水北側の住宅街も高さや距離が様々であり、日影の影響が異なることが予想される。調査地点を多くし、住民目線での日影調査を強く求める。

- ・玉川上水の樹々・草花への日影の影響について調査対象としない理由の説明を求める。

(9) 電波障害

- ・物流倉庫群及びデータセンター群による電波障害に関して、設備稼働の初期、中期、全稼働時期について、必要な調査から評価までしていただきたい。

(10) 風環境

- ・風環境の変化による家屋や歩行者への影響だけでなく、代官山緑地をはじめとする自然環境（動植物の生態を含む）に対する影響の評価を実施するよう求める。

(11) 景観

- ・「玉川上水景観基本軸」との整合をはかるとしているが、樹木限界より高層の建築物を建築することにより景観は致命的に破壊される。樹木高度を調査しそれを超えない景観計画を示すべき。
- ・街路樹を新たに植えるのではなく、ゴルフ場の周りにある背の高い樹木をそのまま残し、建物の外壁には壁面緑化などの工夫をすれば、かなりの景観保持ができるのではないかな。
- ・計画敷地は現在樹木で覆われているため、外からはゴルフ場がすぐに見える景観ではない。物流倉庫やデータセンターを開発するにあたり、敷地の外からの景観を現状保持もしくは極めて近い環境（敷地周辺の樹木は温存する）にする方向でご配慮願う。

(12) 史跡・文化財

- ・玉川上水は江戸時代初期より本来の機能はもとより自然と調和しながら今日に至っている。また、平成11年には「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき歴史環境保全地域に指定され、平成15年には「文化財保護法」に基づく国の史跡に指定された。平成17年7月には史跡玉川上水保存管理計画が策定された。都政では保存すべく様々な試みがなされているのに、この度の計画は到底認めることは出来ない。

(13) 自然との触れ合い活動の場

- ・開発地域は都市計画上「緑の拠点」であり、単なる都市公園とは違う機能を果たしてきたとも言える。この地域の価値や役割を、どのように理解し活動の場にいかに関与させるのか。
- ・昭島市が作って下さったウォーキングコースは、計画地周辺の玉川上水を含め市民にとって貴重な自然との触れ合い活動の場である。また、広く市外から昭島を

訪れる皆様に親しまれている場所でもある。敷地内、敷地外とも既存樹木を最大限残してほしい。

- ・本事業実施において、地域住民が最も関心・危機感をもっている事柄のひとつが、自然との触れ合いの機会や場が減る、またはその質が落ちるということである。本事業において計画している「地域に開かれた緑の空間」をどの程度、どこに、どのようなかたちで実現するのか、その前提を正確に示すとともに、そのなかで地域住民がどのようにそれを活用することができるのか、質・量ともに具体的に予測を提示する必要がある。

(14) 廃棄物

- ・ゴルフ場の起伏ある地形を平坦にするための土壌の廃棄、建物のコンクリート、プラスチックの廃棄に関する法令上の遵守だけを掲げるのではなく、具体的な廃棄物量の予測等を示すことが必要。

(15) 温室効果ガス

- ・データセンターは特に大量の電力を使用する。データセンター及びその冷却装置、物流倉庫に分類し、温室効果ガスの調査から評価までしてください。
- ・ゴルフ場の緑の消失に伴うCO₂の増加分の責任を負い、排出権取引の一環として、その分の緑地の確保・補填につなげる考えはないか。
- ・カーボンニュートラル社会が目指されるなか、本事業実施による車両通行の大幅な増加は直接的に温室効果ガスの増大に結び付く。そこで、車両通行の数や時間帯、渋滞の状況等を踏まえ、車両から発生する温室効果ガスがどの程度あるか、具体的に調査・予測をおこない、示す必要がある。

(16) その他

○ヒートアイランド等

- ・データセンターの高温排熱の影響調査をすべき。その気温上昇の代償も検討して頂きたい。
- ・データセンターに関しては、大規模なコンピュータ機器を備える建物からの排熱によって、さらなる気温上昇が十分に懸念される。

○まちづくり・道路問題等

- ・事業計画地周辺の主要な道路については、現状で既に激しい渋滞が発生しているところであり、本事業が実施された場合、とりわけ入出庫の各ピーク時間には交通が麻痺し、バスやタクシーなどの公共交通機関が機能不全に陥る。緊急車両の立ち往生による生命の危機の増大、渋滞を回避しようと生活道路や周辺小学校の通学路へ走行する自動車によって小学生や高齢者が交通事故に遭遇して負傷したり、死亡する危険性が格段に高まることは、明らかである。

- ・特に、昭島駅北口を周辺とする現在の道路状況は日々混雑が発生し、住宅街を迂回していく車も少なくない。ただでさえ、道幅が狭く、自転車や歩行者が快適に通行できない状況の中で、トラックが一日に何千台も行きかうことは非現実的であり、考えられない。
- ・昭和の森ゴルフ場は、広域避難場所に指定されているが、開発後の広域避難場所の確保についてのお考えを具体的に回答して頂きたい。広域避難場所は、1000平方メートル以上が必要となりますが、1000平方メートル以上の場所を敷地内に確保して頂けるようご配慮願う。
- ・周辺環境の劇的な変化による住民の不安解消やトラブル回避を目的として、施設の建設前から建設後における様々な問題を協議できる連絡協議会を設置すべき。
- ・本事業は、「昭島市都市計画マスタープラン」と密接に連携しているかのような説明がされているが、マスタープランとの関係性について明確な説明を求める。

3 周知地域市長からの意見

【昭島市長】

(1) 全般

- ① 昭島市は、「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの普遍の理念として掲げ、安全安心かつ利便性の高い都市基盤と深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきた。環境影響評価及び事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、昭島市総合基本計画、昭島市都市計画マスタープラン及び昭島市環境基本計画等、昭島市が進めてきたまちづくりや地域特性について十分勘案するとともに、昭島市と協議し、協力していくこと。
- ② 東西方向の新設道路を整備することで、南北軸や昭島駅前など計画地周辺の道路混雑の緩和に貢献するとあるが、交通量の大幅な増加（発生交通量約5,800台／日、発生集中交通量約11,600台／日）の影響は計画地周辺のみならず、そこに至るまでの路線にも、従来発生している交通渋滞や、交通安全環境の悪化など大きな影響を及ぼすと考える。本事業の実施にあたっては、安全で利便性に富んだ都市基盤と、水と緑の自然環境が調和した快適な住宅都市として発展してきた昭島市のまちづくりを後退させることなく、地域住民の意向に十分に配慮した最大限の対策を講じた上で、昭島市と協議し、進めていくこと。
- ③ 「環境との共生」をまちづくりの理念として掲げるとともに、今後ゼロカーボンシティに向けた取組を重要施策としている昭島市において、緑の保全是重要課題である。調査計画書において「緑化計画」「公園・緑地計画」がそれぞれ掲げられ、また、環境影響評価項目においても予測する事項として「緑の量の変

化の内容及びその程度」が選択されているが、本計画では、新設道路や建築物が緑を分断し、公園や緑地が点在する形となっており、緑のネットワークの形成に資する計画とは言い難い。各種法令等に基づく基準値を満たすことのみを目的とするのではなく、緑の保全、景観、生物多様性や希少動植物の保護等の観点からも新設道路、建築物、公園及び緑地の位置について再考し、代官山緑地を中心として、玉川上水沿いへと繋がる緑の連続性を十分確保した計画とすること。

- ④ 「計画地内の緑化に努めることで地表面被覆の人工化を抑制し、それらの維持管理のために計画的な散水を行うことで、地域のヒートアイランド現象の軽減にも寄与していく」とあるが、計画地は芝生や樹木が中心のゴルフ場からコンクリートへ改変され、特に9棟ものデータセンターからの熱放出は相当量が見込まれるため、過去の同様の施設を参考に計画地全体のヒートアイランド現象への影響についても予測・評価すること。
- ⑤ 20～55mもの高さの無機質な施設が複数建設された場合、景観が大きく変化し、周辺住民や昭島市を訪れる人々が圧迫感を感じるだけではなく、市の印象にも影響を与えかねない。昭島市の将来都市像である「水と緑が育む ふるさと昭島」にふさわしい緑豊かで住民の生活に潤いを与える景観づくり・空間づくりとするとともに、玉川上水景観基本軸の区域内であることを踏まえ、建築物の配置、高さ、規模、形態、色彩及び公開空地等の項目について総合的に予測・評価すること。
- ⑥ 地域の概況の交通に関する調査では、対象事業地の敷地境界から半径2kmの範囲を計画地周辺としているが、交通渋滞等による大気汚染、騒音・振動等周辺環境への影響が危惧されるため、最低限、幹線道路までの間及びその周辺を範囲とすること。また、環境に影響を及ぼすと予想される地域を対象事業地の敷地境界から約400mの範囲としているが、関連車両の走行に伴う環境影響である大気汚染及び騒音・振動については、交通上のボトルネックとなるJR青梅線、多摩川の横断時に影響が多大となることが想定されるため、当該地域を影響範囲に含めること。
- ⑦ 新設道路の位置等については、交通安全上等の問題があることから、施設配置や新設道路の位置等の計画が変更となる場合は、変更後の計画に基づいた調査、予測及び評価を実施すること。
- ⑧ 環境影響要因として、工事の施工中に「造成工事」を設けること。その場合対象となる環境影響評価項目として、水質汚濁、土壌汚染、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物が挙げられる。

(2) 項目に関する事項

大気汚染

- ① 大気質の状況（PTI0法）及び自動車交通量等の状況の調査地点並びに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度の予測地点を5地点としているが、車両の集中する箇所、入・出庫ルート上の発生交通量を網羅できていないため、調査・予測地点を増やすこと。最低限「市民会館西交差点」、「瑞雲中学校交差点」及び「清泉中学校交差点」を調査・予測地点として追加し、さらに新設道路と諏訪松中通り、はなみずき通り、市道昭島48号が交差するそれぞれの地点や拝島駅前付近及び宮沢交差点、入・出庫ルート付近の子育て関連施設・保育施設・教育施設付近、五日市街道、江戸街道、多摩大橋通りでも調査、予測及び評価を実施すること。
- ② 調査方法（現地調査）について
 - i 大気質の状況（公定法）について、調査地点1箇所（地点A）だけではなく、つつじが丘ハイツ付近など複数箇所を実施すること。
 - ii 気象の状況・風向・風速について、調査地点1箇所（地点B）だけで代表性を満たすとする根拠を示すこと。また、満たさない場合は、事業区域の中心付近のみではなく、つつじが丘ハイツや拝島第二小学校付近など周辺の住宅地付近に調査地点を増やすこと。
 - iii 自動車交通量等の状況について、代表的な平日及び休日は、選択した調査日が代表的であるとする根拠を示すこと。また、天気や交通量等により状況が変わるため、現地調査は平日及び休日それぞれ複数日設定すること。
- ③ 工事用車両及び関連車両の走行経路上の地点での現地調査については、車両台数だけではなく、渋滞の状況も調査し、滞留時間の長さによる大気汚染の影響を予測・評価すること。
- ④ 物流施設に相当数の搬出入車両の増加が見込まれているが、それに伴う渋滞シミュレーションを行い、CO₂やNO_xの排出量を予測・評価すること。また、近隣に比較的高層な建物があるため、拡散シミュレーションについても併せて行うこと。
- ⑤ 既存資料調査については、広域の調査結果だけではなく、昭島市で行っている調査結果（「昭島市の環境」）も記載すること。

騒音・振動

- ① 騒音・振動の状況（道路交通騒音・振動）及び自動車交通量等の状況の調査地点並びに車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点を5地点としているが、車両の集中する箇所、入・出庫ルート上の発生交通量を網羅できていないため、

調査・予測地点を増やすこと。最低限「市民会館西交差点」、「瑞雲中学校交差点」及び「清泉中学校交差点」を調査・予測地点として追加し、さらに新設道路と諏訪松中通り、はなみずき通り、市道昭島48号が交差するそれぞれの地点や拝島駅前付近及び宮沢交差点、入・出庫ルート付近の子育て関連施設・保育施設・教育施設付近、五日市街道、江戸街道、多摩大橋通りでも調査、予測及び評価を実施すること。

- ② 調査方法（現地調査）の調査時期・期間等について、代表的な平日及び休日は、選択した調査日が代表的であるとする根拠を示すこと。また、天気や交通量等により状況が変わるため、現地調査は平日及び休日それぞれ複数日設定すること。
- ③ 計画地へ至る道路は閑静な住宅地を多数経由しているが、24時間稼働として計画されている物流施設等の関連車両の通行により、深夜帯の振動や騒音、照度の変化が生じると想定される。住宅環境への影響について、ルート・時間帯ごとの発生交通量を明らかにした上で予測・評価すること。
- ④ 舗装の構造は、将来的な計画交通量を考慮し、必要な舗装厚等を決定しているが、今回の走行ルートとなっている既存道路については、交通量増加に伴い、舗装の支持力不足に陥る可能性がある。支持力不足となれば、舗装の急激な劣化から振動・騒音が生じ、周辺の住環境に対し著しい影響を及ぼす可能性が高いため、支持力低下に伴う影響について、予測・評価すること。
- ⑤ データセンターは、冷却用に非常に多くの空調機器が設置されるとともに非常用自家発電設備の設置が予想されるが、それらの設備は、低周波振動が発生する可能性が否めないことから、低周波振動及び影響範囲を調査すること。
- ⑥ 既存資料調査については、広域の調査結果だけではなく、昭島市で行っている調査結果（「昭島市の環境」）も記載すること。

水質汚濁

- ① 造成工事に伴う水質汚濁の可能性があるため、評価項目として選定すること。

土壌汚染

- ① 今後の事業の進捗状況に応じて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、土壌調査を適切に実施すること。

地盤

- ① 予測方法として、「定性的に予測する」とあるが、できるだけ数値モデル等を用いる又は組み合わせるなどし、定量的な予測方法を採用すること。

水循環

- ① 計画地内の雨水浸透能について、現在、計画地は主にゴルフ場であり、敷地内への降雨は直接地下に浸透している状況の中、計画では「計画地内に貯留機能を有する雨水浸透施設を整備し、雨水を全浸透させることにより、計画地内の地下水涵養能に変化を生じさせない」としている。一方で、土地利用計画の概要では、計画敷地面積約58.8haのうち物流施設約36.8ha、データセンター約17.7ha、新設道路約2.5haの計57.0ha（約97%）が宅地化又は道路化される予定であり、計画地内への雨水浸透施設の整備面積は相当量になるものと思われる。調査等の手法における「水循環」の項目では、既存資料調査や現地調査を実施し、地下水の流況や地下水涵養能の変化の程度、表面流出量の変化の程度などを予測するとあるが、近年の台風やゲリラ豪雨等による風水害が数多く発生している状況も踏まえつつ、内水氾濫等計画地周辺の環境に影響を及ぼすことのないよう、適切な調査方法やシミュレーションを実施すること。また、浸透施設が目詰まり等で機能しないということがないよう適切な維持管理方法を含めた計画とすること。
- ② 昭島市の水道事業は、昭和29年の事業創設以来、一貫して水源を100%深層地下水に求め、安全で安心なおいしい水道水を供給している。この宝とも言える「深層地下水100%の水道水」を未来に繋ぐため、現況、芝生で豊富な地下涵養能力があるところ、浸透係数の大きな変化が見込まれる箇所について、深層地下水を含めた地下水全般に対する影響を十分考慮することはもとより、広域的な水循環を考え、市域外に対しての影響も十分に考慮すること。また、計画地内に施設等が設置されることで、これまで雨水が地下へ浸透し、計画地内の井戸水の水源となっていたことから、そのことに関し本計画による影響を調査し、井戸水や水道水に影響を及ぼすことのないようにするとともに、利用を想定している計画地内の既設井戸については、その所在地を明らかにした上で、使用量の予測を明記すること。
- ③ 建築物の存在による影響だけではなく、駐車場・道路の供用による影響について、地下水涵養能の変化等を予測・評価すること。
- ④ 地下水利用については、昭島市と協議すること。
- ⑤ 予測方法として、「定性的に予測する」とあるが、できるだけ数値モデル等を用いる又は組み合わせるなどし、定量的な予測方法を採用すること。

生物・生態系

- ① 20～55mもの高さの無機質な施設が複数建設され、照度が大きく変化することによる生物・生態系及び玉川上水沿いの陽樹である桜の木など様々な植物の生育への影響について、予測・評価すること。（「日影」、「自然との触れ合い活動の場」共通）
- ② 建築物の存在による影響だけではなく、駐車場・道路・外灯の供用による影響について、陸域生態系の変化等を予測・評価すること。
- ③ 代官山緑地と玉川上水が繋がる現況であるところ、緑の分断及び配置の変化、動物の動線寸断による陸域生態系の変化等を予測・評価すること。
- ④ 計画地内の既存樹木を最大限保全するのは当然のこと、敷地境界付近の既存樹木をできるだけ残すなど、景観及び動植物が生息する環境が急激に変化することのないよう最大限配慮すること。（「景観」共通）

日影

- ① 調査地点を2地点としているが、建築物（高さ約40～55m）が東西に渡り一団（約400mと約500m）で配置計画されていることから、日影への影響は大きくなると考えられる。計画地北側には低層の住宅地が連続しており、また、周辺には認定こども園やサービス付き高齢者住宅もあることから、住宅地付近や各施設付近など調査地点を増やすこと。

風環境

- ① 予測地点は不特定多数の人が利用する施設等に限らず、計画地周辺の低層住宅及び中高層住宅についても含めて調査地点とすること。
- ② 東京都環境影響評価技術指針によると、「風洞実験の代替として流体数値シミュレーションを用いる場合は、細かいメッシュ分割に基づいた精密な予測でなければならない。その場合、学術的に推奨される計算条件等を参考とし、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 計算条件（使用コンピュータ、使用プログラム等）
 - イ 乱流モデル・方法
 - ウ 解析メッシュ（総メッシュ数、最小メッシュ幅等）
 - エ 境界条件等とあるため、予測・評価するに当たっては、これらを記載すること。

景観

- ① 計画地周辺は集合住宅や戸建て住宅が多く隣接している。また、計画地北側には玉川上水が流れている。こうした環境に見合った景観となるよう最大限配慮するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- ② 建築物（高さ約40～55m）が、玉川上水沿いに一団（約400mと約500m）で配置計画されているが、玉川上水の景観に密接に影響してくる。玉川上水景観基本軸において、特に玉川上水に隣接する建築物の高さは緑道樹木の高さを超えないよう工夫を求められていることから、環境影響評価書案作成に向けては、各棟の高さや配置を明らかにした上で、予測・評価すること。
- ③ 圧迫感調査地点が玉川上水北側にあるが、歩行者空間のネットワークを強化すると書かれている箇所があり、敷地内の玉川上水沿い遊歩道を明示するとともに、調査地点に敷地内（玉川上水南側）も加えること。
- ④ 景観悪化・圧迫感はまちづくりにとってマイナス要因となる。回遊性のあるまちづくりを目指している昭島市にとって、まちのシンボルであるいちょう並木の北端及び昭島駅から伸びる市道昭島40号と市道昭島48号との交差点周辺の2地点を代表的な眺望・圧迫感の調査・予測地点として追加すること。

史跡・文化財

- ① 計画地北側に隣接する玉川上水は国指定史跡のため、現状変更や史跡に影響する事案については、東京都の「史跡玉川上水保存管理計画」で厳格に規制されている。このことから史跡内外の緑地機能としての樹木等に影響を及ぼす可能性があるため、環境影響評価及び事業の実施に当たっては、玉川上水を文化財として管轄している東京都など関係機関と事前に調整すること。

自然との触れ合い活動の場

- ① 市内の北部を流れる玉川上水は、市民に癒しと潤いを与えてくれるだけでなく、多摩地域に人を呼び込む貴重な水辺としても高いポテンシャルを有している。本事業により、玉川上水特有の貴重な水と緑の空間が失われることがないように、水辺環境の保全に最大限配慮すること。
- ② 計画地自体の現状がゴルフ場という野外レクリエーションの機能を持つ場であり、それが消滅することについての記載がない。また、大きなレクリエーションの機能を持つ場が消滅するのであるから、「利用経路に与える影響の程度」だけではなく、東京都環境影響評価技術指針の予測事項（１）～（４）を全て予測・評価すること。
- ③ 調査地点とされている玉川上水緑道、代官山緑地及び上水公園は、蛍の観賞

等子ども達が自然と触れ合う場所となっている。それぞれ調査地点までの利用経路に与える影響について、子どもの目線を含めて調査すること。

廃棄物

- ① 主に建設廃棄物と施設供用に伴う廃棄物の評価となっているが、それら廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物に分け、その量、組成、処理方法を具体的に予測・評価すること。また、一般廃棄物として昭島市に搬入する量を予測・明記し、清掃センターへの負荷についてもその影響を予測・評価すること。
- ② 今後の事業の進捗に伴い、既存建築物のアスベストの有無を適切に把握すること。

温室効果ガス

- ① データセンターは、非常に大きなエネルギー消費が見込まれることから、過去の施設などを参考にしながら、適切に予測・評価すること。
- ② 温室効果ガス排出量削減に向けて、施設で調達する電力については、再生可能エネルギー100%電力の導入を検討し、環境保全措置として明記すること。

その他

- ① 本事業に伴う交通量の増大、既存道路への影響、計画している新設道路等に関する交通対策について、具体的に意見する。
 - i 計画地周辺における関連車両の入・出庫ルートが想定されているが、物流施設等の完成に伴う交通量の影響は、「物流施設等が全て完成した時点において、発生交通量は約5,800台／日（大型車約1,100台／日、小型車約4,700台／日）、発生集中交通量は約11,600台／日（大型車約2,200台／日、小型車約9,400台／日）と計画している。」とあり、加えて「物流施設等は24時間稼働として計画」されていることから、さらなる交通渋滞及びそれに伴う大気汚染、騒音・振動、道路の劣化等が懸念されるため、これらの影響を十分に考慮した計画とすること。
 - ii 物流施設を建設する本事業は、周辺地域において関連車両の走行による交通環境への多大な影響が想定される。環境影響評価書案作成に向けては、大気汚染や騒音・振動などの環境影響評価項目における環境配慮はもとより、交通誘導員の常時配置や入・出庫禁止時間帯の設定などの交通安全対策、交通渋滞や道路構造への過度な負荷に配慮した交通計画を示すこと。
 - iii 大型車両をはじめ頻繁な関連車両発着などにより、交通事故の増加やさらな

る交通渋滞等が危惧されるため、環境影響評価書案作成に向けては、現在の交通渋滞状況の把握、子育て関連施設・保育施設・教育施設があることに対する安全対策の徹底を図り、全ての入・出庫ルートを周辺の生活環境に配慮した計画とすること。また、本計画の実施により、交通量増加の影響を受ける市道37号には認定こども園やサービス付き高齢者住宅、都道162号及び市道北146号には小・中学校が面するほか、バスの運行ルートと重なるため、事故の危険性や渋滞の発生リスクについても予測・評価すること。

- iv 環境影響評価を行う17の評価項目には交通対策の項目がなく、111ページ「8 調査等の手法」において「大気汚染」及び「騒音・振動」の評価項目中に「自動車交通量等の状況」があるのみである。環境影響評価書案作成に向けては、計画地周辺の道路は日頃から一定数の車両が通行し、朝夕の時間帯は慢性的な渋滞が発生しているルートもあることや、小・中学校の通学路となっている状況を十分に斟酌し、それらに及ぼす影響が明らかとなるよう調査を実施すること。
 - v 計画地周辺の小・中学校の登校時間帯及び夜間・早朝の時間帯等を考慮し、安全対策の実施に努めるとしているが、環境影響評価書案作成に向けては、それらの時間帯に加えその前後の時間帯の交通量の増加による影響も十分考慮するとともに、登下校時間の交通量を減らすことが最も効果のある対策であることを踏まえた上で、具体的な安全対策の内容を明記すること。
 - vi 環境影響評価書案作成に向けては、関連車両だけではなく、交通量の増加に伴うバスやタクシーなど公共交通機関への影響も考慮すること。
 - vii 交通渋滞について、新設道路を整備しただけでは、昭島駅周辺の交通渋滞の緩和にはならないと考える。環境影響評価書案作成に向けては、入・出庫ルートだけではなく周辺道路への影響についての詳細なシミュレーション結果を明らかにした上で予測・評価し、新設道路の整備により交通渋滞が現時点より緩和される根拠を示すこと。
 - viii 環境影響評価書案作成に向けては、工事期間中及び工事完了後の関連車両の待機は計画地内とし、道路上での待機は行わないことを明記すること。
- ② 交通量の大幅な増加に伴う道路舗装の劣化は、振動・騒音の増加に直結するため、道路補修に際し、一定の経費負担等道路管理者に協力すること。
 - ③ 環境影響評価書案作成に向けては、大型車両をはじめ車両通行量が増加することに伴う緊急車両（救急車・消防車等）の通行への影響について、予測・評価すること。
 - ④ 建築物の高さが約20～55mであり、それらが及ぼす米軍横田基地に発着する航空機への影響について、予測・評価すること。

- ⑤ 施設の供用開始予定を令和10年度としているのであれば、供用後の交通計画においては、現行の道路だけではなく、同じく令和10年度までに事業期間が完了する都市計画道路（昭3・2・3号、昭3・2・11号、立3・2・38号）の供用開始後も想定した入・出庫ルートとすること。
- ⑥ 大規模な事業で工事期間が長く、工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴い多量の温室効果ガスを排出すると予想されるため、工事用車両の走行による影響を予測・評価すること。また、工事完了後に建築物が供用されることで、温室効果ガスの排出量の程度やその削減について調査・評価としているが、排出される物質は、熱を持ったものであることが考えられ、大規模な排熱による局地的な気温上昇などの影響についても調査すること。
- ⑦ 脱炭素化について
 - i 昭島市が掲げる2030年カーボンハーフ、2050年カーボンニュートラルという市域の脱炭素化に向けた目標を理解し、計画地だけではなく周辺一帯を含めて先進的な脱炭素地区となるよう率先して取り組むこと。
 - ii 建築物はZEBとし、省エネルギーや資源循環を徹底すること。
 - iii 工事完了後の関連車両は、ZEVとすること。
- ⑧ 調査計画書には、誤記・記載不足や誤解を招く表現、誤認が多く散見される。周辺環境への影響が非常に大きい事業内容であることを自覚し、現状を的確に認識した上で、環境保全に配慮した事業計画の立案に努めること。

【立川市長】

（１）総論

- ① 本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通量の増大による周辺地域への様々な影響が懸念されるところである。

交通計画を見ると、広域的な幹線道路（主に都道）及び昭島市道の記述がある一方、立川市内に走行ルートを想定しているにも関わらず、立川市道の記述が、図面及び文面ともに一切ない。また、昭島市都市計画マスタープランとの整合性についての記述がある一方、環境に影響を及ぼすと予測される本市の上位計画等との整合性についても、一切触れられていない。

計画地の用途地域は、準工業地域に指定されているが、交通計画で示されている北側ルートの用途地域は「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」が大部分を占めている。

また、幹線道路である主要地方道7号杉並・あきる野線（五日市街道）については、歩道が整備されていない区間が存在するとともに、新青梅街道にアクセス

する主要地方道59号八王子・武蔵村山線は、恒常的に渋滞が発生している。中でも、立川市道1級15号線（宮沢中央通り）は、本市の街区幹線道路（市民の日常生活に密着した生活圏に関係する道路）であるとともに、立川市立西砂小学校に近接した通学路であり、横断・通行する児童が多いこと、通勤・通学時間帯の自転車通行が多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触危険性が高いことなど、交通安全上の重大な懸念があることから、首都圏広域をカバーする物流拠点の関係車両の主要走行ルートに想定すべきではない。

さらに、令和4年第3回立川市議会定例会では、本計画による子どもたちの安全に重大な懸念があることから提出された『昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願』が全会一致で採択されており、本市としても、本計画に対して同様の懸念を抱いている。

以上のことから、関連車両の走行ルートの想定等について、本市の上位計画を確認するとともに、計画地周辺の道路及び土地利用の現状を把握したうえで、周辺地域の交通安全の確保と、交通渋滞の発生抑制の観点から再考し、都道や都市計画道路などの高規格道路を通行する計画とするなど検討されたい。

- ② 環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価基準等について、表現を工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与えるのか、また、周辺地域にどのような配慮を行うのか、誰もが理解しやすいように示されたい。
- ③ 計画地周辺の地域住民、近隣市及び関係者に対しては、計画や工事に関して十分な事前説明と情報提供を行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応されたい。
- ④ 環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については、本市行政区域も対象となることから、本市景観計画を踏まえ評価・調査等を行われたい。

（２）各論

① 大気汚染、騒音・振動（共通）について

- ・本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通渋滞の発生による、大気汚染や騒音・振動による地域への影響が懸念されるため、都道や都市計画道路を通行することを前提とした、動的手法の交通シミュレーションを実施し、渋滞が予測される個所について、大気汚染及び騒音・振動に関する評価・調査等を実施されたい。
- ・予測範囲については、広範囲の交通ネットワークへの影響を懸念していることから、事業目的で主要な幹線道路と記載のある、西の国道16号、北の主要地方道5号新宿・青梅線（新青梅街道）、南の主要地方道29号立川・青梅線（新奥多摩街道）、東の主要地方道43号立川・東大和線（芋窪街道）まで検討範囲を拡大され

たい。(別紙1)

- ・予測項目は配分交通量、方向別交通量、車線別混雑度、交差点飽和度及び飽和度に占める開発地区交通の割合、交差点滞留長、旅行速度など交通渋滞予測全般について検証し、先詰まりによる渋滞が予測される箇所についても明示し、当該箇所において大気汚染及び騒音・振動に関する評価・調査等を実施されたい。(別紙2)
- ・幹線道路における渋滞の発生により、周辺的生活道路へ車両が進入し地域住民の生活環境にも影響があることが懸念されるため、交通渋滞に伴う生活道路環境に関する評価・調査等を実施されたい。また、通学路における交通安全に関する評価・調査等を実施されたい。
- ・計画地北側には住宅が立地していることから、低周波音の発生要因となる機器を屋外に設置する場合は、必要に応じ予測・評価を検討されたい。

② 日影

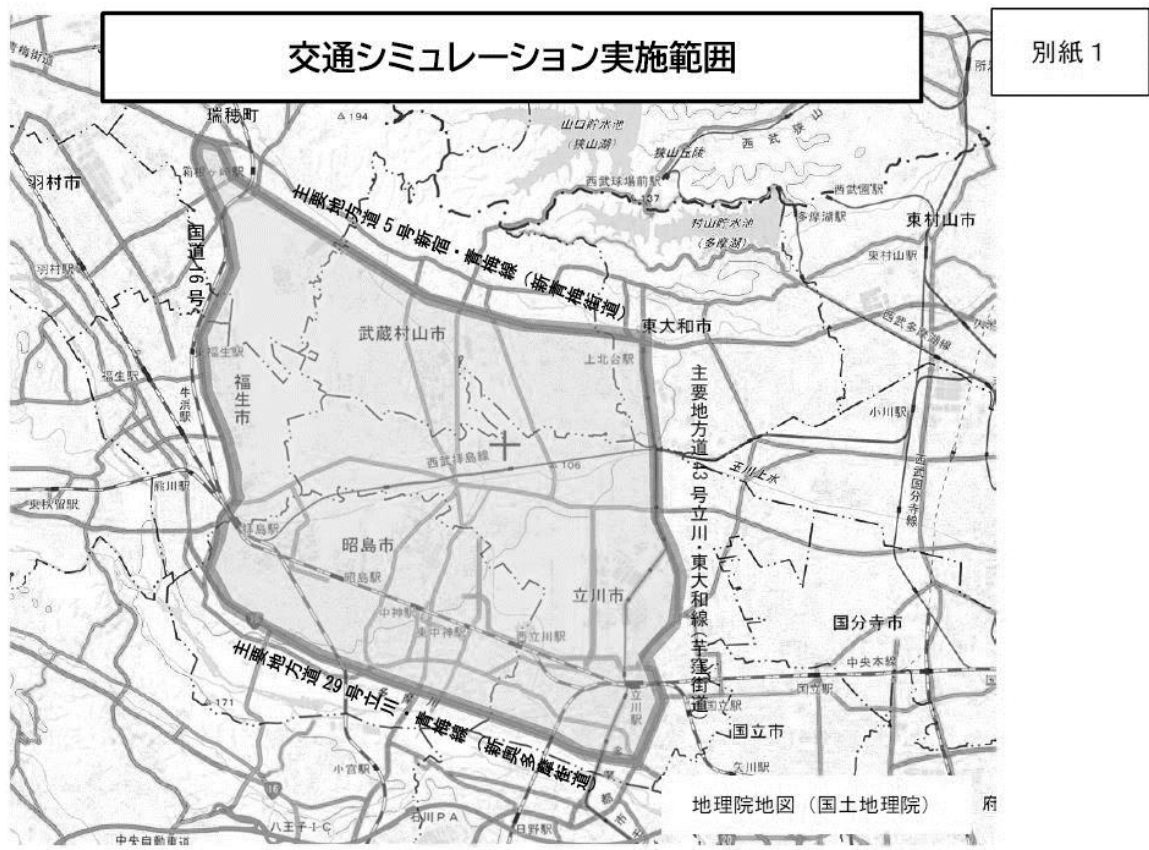
- ・計画地北側の住居に対する日影の影響が最小限となるよう配慮されたい。

③ 電波障害

- ・事業者は、計画建物の建築により近隣にテレビの受信障害等電波障害が生じた場合には、ケーブルテレビ等を採用して十分な対策を講じ、適切な措置をされたい。

④ 景観について

- ・環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については近景を中心に視距離を採用しているが、地形が北から南に向かって緩やかに下っており、事業地北側地区のほとんどは第一種低層住居専用地域であり、中高層建築物はほとんどないことから中景における眺望地点範囲を広げられたい。
- ・事業地は立川市景観計画における玉川上水地区(景観形成地区)に隣接することから、玉川上水北側からの眺望について、立川市景観計画に基づいた評価・調査等を行われたい。
- ・特に、計画建築物は40～55mの長大な建築物が計画されており、計画地北側からの計画地側への眺望や圧迫感について評価・調査等を実施されたい。



「G L P 昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 10 月 5 日に「G L P 昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査は

これを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載すること。

【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響により隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年10月5日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年12月20日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、生物・生態系、日影、電波障害、 風環境、景観、史跡・文化財、自然との触 れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和4年12月26日	・答申(予定)

資料 2

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価 書案 第2回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	工事を予定している曜日や時間帯について記載はあるか。	工事の施行を行う曜日は記載していない。	10/24 部会にて回答
		建設工事は最近、途中で変更される方もいらっしやって、後でトラブルになる可能性があるため、土曜日やるのか、日曜日やるのかやらないのかということと、時間帯は記載していただきたい。	＜回答補足＞ 工事は原則として平日の昼間に行うが、休日作業及び夜間作業が必要な場合においては、関係機関と協議の上、休日作業及び夜間作業を極力少なくするよう工事計画を検討するとともに、事前に工事実施日や実施時間をお知らせする等の措置を講じる計画であり、評価書に記載する。	11/18 部会にて回答
		基本は昼間に工事を行い、休日あるいは夜間は必要な場合においては行う可能性があるということだが、それに対する評価はどうするのか。	夜間については今のところ想定はないが、もしも実施する場合には、しっかりと説明責任を果たしていく。夜間をいつ、どのように行うか、今のところ検討はないため、評価の中には組み込んでいない状況である。	11/18 部会にて回答
		基本やらないはずのものが夜間行われると、昼間と違って、例えば作業の妨害になったり、テレビを見たり聞いたりする聴取の妨害になったりするのではなく、睡眠妨害という最も大きな妨害に繋がる可能性がある。 しかも、夜間工事騒音を評価する指標は何を用いるのかということが、今全然明らかになっていないので、そこを明確にしていきたい。 騒音・振動は夜間について厳しい反応が出るので、心配して申し上げているので、やらないのであればきつとやらない、やるのであればやるための評価を行うというふうに、示していただきたい。	基本的には先ほども申したとおり、今の計画の中には夜間の工事というのは組み込まれていないため、そのような形で評価した次第だが、夜間の時間帯についてどうするのかという点については、次回に回答させていただきたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1 (続き)	これまでのこういった道路工事で、夜間に住宅地で工事をやったという実績はあるのか。	本事業は新たな道路をつくるので、そんなにはないが、例えば、既設の道路と交差する部分になるとどうしても、そちらへの影響というのを加味し、その部分については夜間の工事を、交通管理者から求められることがある。	11/18 部会にて回答
		図書には、「夜間やるときには事前に通報して、その時間帯を知らせます」ということは書いてあるが、もしそうであれば、夜間の場合の騒音振動はどうなるのかということ、評価書に記載がないと、なんとなくエクスキューズだけ書いてあって、「工事施工中の事後調査でやりました」ということになるのではないかと。 やった後に「もうやっちゃいました」と言って、その影響はどうなっているかというのは、測定していませんということであれば、地元に対する説明というのは、環境影響という観点から見ると少々不十分になってしまう。	次回、回答させていただく。 <回答補足> 現時点で、工事は平日の昼間に行うこととし、休日作業又は夜間作業は行わない計画である。 ただし、関係機関（交通管理者等）との協議において、既存道路の交通への影響や安全性の確保等の観点から、休日作業又は夜間作業が求められる場合には、工事の内容等に応じて、事前に予測・評価等の必要な手続きを行う。	
騒音・振動	2	建設工事の予測結果が示されているが、音源位置の記載はあるか。	詳しい位置は評価書案の中には記載のない状況である。敷地の中で本施工が想定される箇所の中で、音源を適切に配置している。	10/24 部会にて回答 11/18 部会にて回答
		予測結果が出ているのに、音源の位置がはっきりしないということは、音源の位置をどう設定したかが誰にも読めないため、そういうのは予測と呼べない。音源位置等の想定されている範囲内のことは、道路交通騒音と同じように、標準的な位置でも構わないので記載すべきと思われる。	<回答補足> 評価書案において、建設機械の稼働に伴う影響の発生源は、ユニットの配置で示しており、ユニットの配置は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づき設定した。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2 (続き)	ユニットの配置の記載場所を教えてください。 面音源はいいが、位置関係でわからないのは、それがこれを予測したときに壁からどういう距離関係にあるかという点である。 どういう音源位置関係に置いたかというのが分からないと、事後調査をしたときにこの値に対して、例えば大きかった、小さかった、努力の結果小さくなった、何らかの影響で大きくなったといったときに、一体何が原因でそれが起こったかという、検証にならないというところが、大きな問題であると思う。 例えば、道路も基本的には線音源的に考えて、断面図に車線中心のどこに音源が置いてあるかというような図が書いてあるため、できるだけ一般の方にも分かりやすいように書いていただきたい。	騒音に係るユニットの配置については、評価書案の169ページのとおり、1日あたりの施工範囲を面音源になるように配置している。 振動に係るユニットの配置は、評価書案170ページのとおり、工事の内容を考慮して設定することとしており、ユニットが移動型であり、施工範囲の設定が困難な場合においては、建設機械の作業半径や必要最小限の移動スペースを考慮して、予測地点から5m離れた位置にユニットの配置をする設定をしている。 ユニットの配置については、壁の位置とユニットの位置、それから予測地点の位置、その位置関係が分からないということと認識している。そちらについては、模式図を用いまして評価書の中に図示するよう検討させていただく。	11/18部会にて回答
		遮音壁について、建設工事用に防音シートを使うということだが、パネルでなく防音シートを使われる理由は何か。 工事期間が長いのでパネルを設置してもいいのではないかと思ったのと、防音シートよりもパネルのほうが遮音性能は上がって、透過していく音がさらに落ちることで、沿道の環境を少しでもよくできるのではないか。	防音シートの遮音の効果は約10dBを見込んでおり、その効果で充分足りると考えている。 また、橋の桁の部分はパネルを設置するのもなかなか難しいところもあり、桁の下の方への遮音の効果を見込むものとして、防音シートを二重に設置するというようなことを想定している。	10/24部会にて回答
騒音・振動	3	パネルではなく、防音シートにする決定的な理由は、橋梁のように設置できない場所があるということなので、そういった場所を除いて、設置可能ということによるのか。	可能である。ただ、詳細の施工計画を検討する際に、パネルがいいのか防音シートがいいのか、現地の状況も踏まえながら詳細は決定したいと考えている。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	4	資料2にある、最初の都民からの主な意見で、「説明会での数字の説明がよく分かりにくいという」意見があったようだが、その説明会の雰囲気や、これまで開催状況、回数といったところを教えてください。 特に専門用語が多くて何を聞いてよいのか分からない、何を質問してよいのか分からないというようなことが出がちな分野になっているので、そういったところを普段、環境影響評価に触れていない方に対して、どのようなスタンスで分かりやすく御説明しているかと考えられるのか教えてください。	説明会は令和4年5月の土日と月火、平日と土日で実施した。 八王子市で2回、日野市で2回、概ね参加者の方が八王子市で最高で120名、日野市でも90名近くと、多くの方に集まって御参加いただいたという状況である。 その中で説明を1時間程度、質疑を1時間弱とらせていただき、様々な御意見をいただいている。 説明会の際には、今あらましで配布、御覧いただいている、評価書案の中身をかみ砕いた形で、評価の結果をまとめたパンフレットとしてお配りして説明をしている。 数字については、確かに分かりづらい点もあるので、例えば、評価書案の中で載せてはいないが、環境省のほうで公開されている音の目安値について、60dBだとどのくらいのレベルなのかとか、80dBだとどのくらいなのか等、イメージとして皆さんに持っていただくような形で説明をさせていただいた。	10/24部会にて回答
		こういった御意見が出たときには、相手の立場になるべく立って、初めて聞く人がどういうところを気にされるのだとか、そういったところで、自分の成長の機会と捉えて、それに応えていくということが重要かと思う。		
土壌汚染	1	205ページで、汚染のおそれありということで給油所のことを記述しているが、地図のほうを拝見すると、計画道路の脇にあるこの給油所のことなのか、それともこの給油所は土地取得されて今後稼働しなくて、給油所のあったところに道路が通るのか、ここについてお伺いしたい。	こちらはガソリンスタンド等の給油所ではなく、京王バスの営業所になっており、そちらのバスの給油のための施設がある。 用地買収の範囲について、道路の幅が分かるような杭を打設していないため、まだ給油している施設に影響があるのかというところまでは、はっきりと今ここではお答えできないが、そのような京王バスが使用している給油のための施設が存在しているということである。	10/24部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	1	今回、地質断面図と地下水の観測結果、水位の観測結果をお示しいただいているが、これらと地下構造物の深度の関係について教えていただきたい。 おそらく 221 ページのこの断面図の赤い線が地下の構造物を示しているのかと推測するが、ただ凡例等に記載されていないので、もう少し丁寧に教えていただきたい。	221 ページのほうに記載している縦断面図だが、赤く示しているところがこの事業の位置になる。 高さで言うと、構造物というのは地盤の高さから概ね 8m 程度まで深く掘っている状況である。一方で、この地下水の上層の高さというのが、227 ページに T.P. で示しているが、赤い地点が調査観測地点で、そこで G.L. -4.4m で観測されている。	10/24 部会にて回答
		地下水面の高さというのは、今この 221 ページの断面図で言うと、概ねどの深度に相当するのか、段丘礫層などにあると理解していいのか。 G.L. からどれくらいの深さかが分からないので、この図の中で地下構造物と地下水の関係が気になっている。	227 ページで、観測地点を赤い点で示している。そこに T.P. の高さを示しているが、下に G.L. でマイナスの高さを示めさせていただいている。	
		概ねこの断面図の中でお示しただいている、この Dg1 層、Ds2 層、緑や黄色の、こういった地層の中、つまり段丘礫層の中にあるというふうに理解していいか。	その通りである。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	1 (続き)	地質部と地質断面図と地下水を示していただいております、これは重要な情報だが、地下構造物との関係が分からないと測定した意味というのも理解が難しいことになる。 そのため、221 ページの図には赤い線で凡例を示していただくとか、具体的に地下構造物の深度を入れていただくといったことが必要だと思われる。 また、この断面図の始点側、終点側とあるが、これは 220 ページの図 8.5.2、そこの表層地質図の中でどこに相当するのかというのを書いていただいたほうがいい。 計画路線の始点側、終点側というのは、路線全体ではなく地下掘削区間だけのものかと思うので、それが分かるような記載となるようご検討いただきたい。	承知した。	
		土留壁を設置するということだが、その設置深度というのこの地下構造物と同じと考えてよろしいか。	地下構造物よりは基本的に深くなるかと思われる。	10/24 部会にて回答
		その場合は掘削深度、土留め壁の深度というの、きちんと明示していただいたほうがいい。そこでの地下水位がおそらく重要になると思うので、きちんと対応しているかというのを確認できるように、明示していただきたい。	<回答補足> 土留壁の構築にあたっては、当該地域における難透水層の深度を把握した上で、適切な工法及び根入れ長を検討する計画であり、評価書に記載する。	11/18 部会にて回答
		具体的に土留壁を構築する場所は、評価書案の中に書かれているか。どこからどこまでに設置される予定なのかというのが、評価書の中に地図として記載されているか。	土留壁については、今後詳細な調査を行い、どのように設置をするかということを検討する。そのため、具体的な範囲は、評価書案の中には入っていない。	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	2 (続き)	例えば、今回、地下水の観測井戸の設置場所を示しているが、地下水の観測をどこでやるのか、地下躯体部分の場所だけではなくて、土留壁をどこに設置するかということと関係してくる。 そのため、土留壁の設置にあたっては、それらとの関係についても考慮の上、評価書案に記載をお願いしたい。	<回答補足> 土留壁は地下構造物の縦断方向に構築する。土留壁の構築にあたっては、当該地域における難透水層の深度を踏まえて、適切な工法及び根入れ長を検討する計画であり、難透水層と地下構造物の概ねの位置関係について、評価書に記載する。	
地盤 水循環 共通	3	構造物が接する右岸側での地質について地下水位を示していただいているが、左岸側では地下の掘削や揚水等を行わないのか。 左岸側には川北用水という記載があり、これは計画路線が縦断すると思うが、そういったところの水との関係が気になった。	左岸側ではそのような地下を大きく掘るような構造物は計画していない。	10/24 部会にて回答
地盤 水循環 共通	4	今回、地盤の高さというのは事前に把握しているのか。地下掘削時の地盤沈下について、最初の地盤の高さが分らないと、その後地盤が沈下したかわからないと思うが。 工事の施工中や、終了後もその地盤を確認するという理解でよろしいか。 地盤沈下を示すデータであるため、きちんと地盤のモニタリングをされているのであれば、その旨も記載していただいたほうがいいと思う。	現地盤の高さについては、現地の測量をしており、そこで把握している。 工事の施工中はもちろん、完了時点もその高さをしっかりと確認していく。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	4 (続き)	評価書の37ページで、地盤について「地下構造物の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及び程度を予測する」としている。 調査の項目もこれに関係しているべきであり、地下水だけではなく、地盤についてどこで観測していて、今後どこで報告するのかを確認したい。	地盤の高さにつきましては、詳細な測量を今行っているところで、それに基づいて事後どうなるかということを確認していくと。 具体的にどのように事後調査を行っていくのかは、まだ計画を立てていない状況であるため、今後事後調査計画の中にお示ししていきたい。	11/18 部会にて回答
		244ページ、地盤に関する予測について、環境保全のための措置等が記載されているが、この中で、地盤高のモニタリング等、地盤高の高さに関する測定といった感じのことは記載されていないのか。	「事業者として事後調査を行い」という部分は記載をしているが、地盤の高さ等については記載をしていない。	
		環境評価項目の中に「地盤高」という言葉があるので、この中にも地盤の高さというのも、可能であれば加えていただけると、より分かりやすくなるのではないかと思います。	<回答補足> 地盤の高さについて把握する計画であり、評価書に記載する。	
地盤 水循環 共通	5	既存の構造物の「基礎構造」というのは、具体的に何を指しているのか。	周辺の地盤等々に基づいて既存構造物がつくられているということで、周辺の既存構造物といったものを想定しているものである。	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	1	見解書では、日野市長からの日影に対する懸念等に対して「投光型の遮音壁を必要に応じて設置します」といった対応が記載されている。 評価書案の 389 ページで、橋梁部分の川を渡る前後の、日野市側と八王子側においての日影の断面線の記載があり、断面 1 は遮音壁がないように見える。 この辺の遮音壁の扱いというのがどういうふうになるのか。 特に断面 1 は、戸建て住宅で、南面を向いているので、日照の問題がかなりデリケートだと思われるため、その辺の配慮を、音との絡みも含めてどのような考えになっているのか。	断面 1 は、今線が引いてある、1m 程度の遮音壁を想定している。 道路の縦断だが、高い構造になると、当然日影ができるので、そこにも配慮して縦断などを決めている。 断面 1 についても、一応遮音壁が付く場所であるので、それについても配慮していきたいと考えている。また、断面 2 が特に遮音壁によって日陰が大きく出てしまうという部分もあるので、特にそこに配慮するという意味から、透光型遮音壁を使うという配慮で、日影対策を考えている。	11/18 部会にて回答
史跡・文化財	1	11 ページに遺跡「平山」を通過しと書いてあるが、こちらは通過しというよりは周知の埋蔵文化財包蔵地であるということで、お調べのとおり既に該当地があるということと、非常にあの広い面積の開発であるため、今のところ周知化されていない遺跡であっても、発見の可能性があるということで 2 つの観点から今後進めていただければと思う。 書かれていることは確かな部分もあるが、ニュアンスの問題で、平山遺跡該当地であるということは、しっかり認識いただけているような書き方だとよりいいかと思う。 その上で、土地の改変を最小限に抑えた計画というのは、これは掘削深度あるいは掘削面積のことをお話になっているのか伺いたい。	最小限に抑えるというところの考え方というのは、広さ的なところを考えている。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1 (続き)	土留壁のその範囲と幅さはまだ決まっていないということだが、今後、元々の計画に加えて土留壁の部分についても、埋蔵文化財の関連があるため、もし教育委員会等への相談のタイミングが、土留壁の範囲やその工事の計画とずれるようであれば、どちらもきちんと相談いただきたい。	道路の計画地の範囲におきましては、教育委員会へ照会等を行い、適切に調査等をしていきたいと思っている。 計画が大体決まった段階で出させていただくので、また変更になれば変更になった部分についても、しっかりと報告し、調査の可否についても判断をしていただくことを考えている。	11/18 部会にて回答
		422 ページの予測結果の (5) の 1 行目から 2 行目、「土地の改変を最小限に抑えた計画としており」のところで、できるだけ遺跡に触らないような努力をされると理解したので、面積なのか深さなのかということも重要であるため、本当はしっかり書いていただきたいと思う。 その上で、その結果として工事の実施による改変は最小限というのはなかなか理解しづらい部分である。 最後の行の、「以上のことから遺跡の記録、郷土の歴史と文化が解明されることが見込まれる」というところも、この上の部分の結果評価としては少々書き方としては厳しい部分があると思うので、少し文章を考えていただきたい。	文章の検討を行いたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	2	日野市長のコメントが既にあるが、今後の遺跡が見つかった場合の保護とその公開についてどのように考えるか、御意見をお聞かせ頂きたい。 コメントになるが、遺跡の発掘調査というのを、開発をされる方はネガティブに捉えられることが多いが、縄文という単語は世界的なワードになっており、国土交通省と文化庁などでも進めている観光ということに関しては、積極評価できるようなところところが文化財にはある。そのため、あまりネガティブに捉えずに、ぜひ発掘調査に対しても少し前向きなことで考えていただけると嬉しいと思う。 保護のところだが、あくまでも発掘調査を行うというのは、表裏で遺跡破壊行為でもあり、あくまでも次善の策として保存とされるものである。 日野市長の指摘は、発掘して日野市にとって重要なものが見つかった場合には、その保護の措置をお願いしたいと言うコメントであるので、しっかり考えていただきたい。 現地公開についても、もし何か見つかっているのであれば、公開するような積極的な措置を行っていただきたい。	重要な文化財の保護、公開ということについては、保護の観点からいくと、工事の着手前に必ず関係機関と協議し、事前の発掘調査をして文化財を破壊するということにならないような協議調整または調査の実施を考えている。 また、公開というところになると、今回重要なもので遺跡という認識はしているが、そこまではどのようにしていくということを考えてはいない。 貴重なものが事前調査等で出現した場合には、公開のところも十分考えながら文化財の発掘調査保護等に努めてまいりたいと考えている。	10/24 部会にて回答
廃棄物	1	建設廃棄物と建設発生土のみが計上されているが、他の金属や、他の廃棄物の発生は見込まれていないのか。	環境影響評価における廃棄物等については、土木工事に起因するものを基本的には対象物としているので、その他の混合廃棄物等については、まず対象外としている。 また、施工中に発生する一般ごみ等々については、基本的には現地で分別等を行い、適切な再利用及び処理処分に努めていく。また、必要に応じて施工業者の指導も検討していく。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1 (続き)	計画されている道路の用地には、埋設物であったり金属関係のものであったり、そういった構造物はないという理解でよろしいか。	特殊なものというのではないと考えている。	
廃棄物	2	438 ページに廃棄物の発生抑制に努めるとあるが、これは具体的に、一般的な努力目標を書いているのか、具体的にその工法で、発生抑制を見込んでいるような計画をされているのかという点についても少しお伺いしたい。	特にこの事業として特別なことをするというわけではなく、基本的に一般的なことを考えている。 事業の改変の面積を減らしたり、できる限り最小限にしていくなど、施工業者への指導等を行いながら、そういったところで減らしていきたいと考えている。	10/24 部会にて回答
その他 (温室効果ガス)	1	温室効果ガスに関しましては、機器だけではなくて工事上の車両についても、技術の進歩に伴ったできるだけ排出量の少ないものをお使いいただければと思う。	<回答補足> 工事の施行中においては、使用する建設機械は可能な限り低炭素型建設機械を使用するとともに、工事用車両においては低燃費型車両の活用に努める。	10/24 部会にて回答
その他 (事後調査)	1	定性的な予測評価されている部分が多いが、都の環境影響評価の場合、事後調査まで見据えて評価書案をつくっていかねばならないと思う。定性的な内容に関してどのように事後調査で検討比較していこうと考えておられるのかを教えていただきたい。 例えば工事中の水質汚濁や電波障害等についても、かなり定性的な文章での予測で、事後調査でどのように比較していくのかというのを想像できなかった。	事後調査について、これから計画を立て、詳細については今後決めるはいくが、例えば、今あった水質汚濁については、保全措置として検討したものが、きちんと現場でされているかどうか、そういったものを確認するというような方法もあるかと思う。 どのように事後調査をするということにつきましては、今後検討させていただきたい。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事後調査)	1 (続き)	予測評価の結果をどのように事後調査で見ていくのかというのを考えていく必要があると考えている。 例えば水質汚濁では、排水先の環境の濃度が高かったというときに、それが事業の影響なのかそうじゃないのかという判断するというのは、どういうことのできるのかというのが、今回の計画で具体的に定量的なことが示されてなければ、こういった対策をしたから大丈夫だろうというようなことだけで比較できないと思う。 そういったところを可能な限り定量的に予測をしていくというのが環境影響評価の考え方にあると思うが、安易に定性的な方向に行っているのかなと全体的に感じる。 そうすると、事後調査の中で原因が何なのか分からなくなってしまふ。環境影響評価は住民合意形成の際の意見交換のツールになるほか、技術文書の側面がある。 技術文書として当然書かなければならないことを記載しなければならないので、そういった中で定量的にできるものに関しては、やはりどこまで定量的にできるのかというのを考えていただけると良い。	定性的な評価と事後調査の比較について、例えば、先ほど保全措置の話だけになってしまったが、現地調査をしっかりやっているの、それとどう比較していくか、そういったことの検討かと思う。そのことについては、今後、今の御意見を踏まえて検討してまいりたい。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事後調査)	1 (続き)	今の定性的な予測結果の状態を事後調査で頑張って現地調査と比較してほしいという趣旨ではなく、定量的な予測ができるものはもっと定量的な予測をするのがいいのではないかと。 評価書になる際に予測方法を変える部分というのを検討されるかというのを伺いたい。	まず、今評価書案に記載をしている調査予測評価については、そもそもアセスの基本的事項であるため、事業影響の程度について定量的に把握することは、基本として考えている。 定量的な把握が困難な場合につきましては、定性的に把握するというところで行っており、把握が難しいというのは、事業の熟度もあるが、大気、騒音等々も含め、できる限り定量的に評価しているという認識である。 また、予測評価については、東京都環境評価条例に基づき環境影響評価技術指針、それから国土交通省が策定した道路環境影響評価の技術手法を参考に、適切に実施しているものと考えている。また、調査にあたり、現況及び事業影響を的確に把握するための調査方法を、適切に設定した上で実施をしている。	11/18 部会にて回答
		例えば、評価書案の437ページ、廃棄物の部分では、予測結果、表8.13.4になりまして、発生量と表の中の右の列の実施区域外の搬出量が、どれも同じものが多いと、建設発生量はちょっと違いますが、そのような表となっています。 この再資源化率等は事後調査で見ていくことになるが、それについては本文の中で、定性的に東京都建設リサイクル推進計画に定められた再資源化率または有効利用率の目標上回るよう努めるという記載になっている。 その数字というのは具体的に明らかにする必要があるのではないかと。他事例を少し見ていただき、その辺りは修正していただきたい。他の部分も他事例でやれる部分があれば、同じようにやっていただきたい。	次回、対応について回答させていただきます。 <回答補足> 廃棄物の予測結果に、想定される再資源化率又は有効利用率を示すこととし、評価書に記載する。また、他の項目のうち、電波障害の調査結果に、資料編に記載している中継局別テレビ電波の受信状況を整理して示すとともに、予測結果に、テレビ電波の遮蔽障害が生じる可能性があるとして予測される範囲を示すこととし、評価書に記載する。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	1	日野市長のほうから、区画整理事業が進行中で、その調整をということだが、こちらの調整状況をどのようにになっているのか教えていただければと思う。調整によって計画に変更があり得るのかどうかという点について教えていただきたい。 おそらく、工事車両の関係など、いろいろ関係することもあるかと思うので、よく調整されるとよろしいかと思う。	本事業で道路設計をしていく上で、土地区画整理事業でもいろいろな事業をしているため、本事業の設計の状況を区画整理事業に確認と調整をし、変更がないよう、双方で協議調整を進めている状況である。	10/24 部会にて回答
その他 (事業計画)	2	今回の対象の事業というのは1.5kmの国道20号の延伸部分ということが記載されていて、地図も入れていただいております、一部がもう完了していて、今回のところを着手するということだが、残りの部分も含めてどのくらいの期間で完了する予定なのかということをお願いしたい。また、全体として何kmかということは書かれているか。	評価書案の15ページの図面にあるとおり、この20号のバイパスの計画について、延長的には全体は、14.9kmになる。 下の図面に旗揚げをしているが、高尾山インターのほうから9.6kmで、今回の事業の1.5kmと20号に接する部分で3.8kmということで、14.9kmが全体の事業区間になる。 現在の状況だが、高尾山インターから赤の実線の部分については、もう現在車が供用している区間である。 それから、今回の延伸Ⅱ期の旗揚げの赤の左のところまでの八王子南バイパス区間についても、この点線区間で工事や、調査が進められているところである。 また、右端の日野バイパス延伸3.8kmについても、工事や区画整理による用地の確保等が進められている状況であり、点線区間で言うと今回の1.5kmの区間を除いた区間につきましては、工事や設計、調査等が進められているという状況である。 事業がどれくらいかかるかという点については、工事などまだ調整している部分もあるので、未定の状況である。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	2 (続き)	できたら事業全体が分かるようなことを、数行で入れていただくと見やすいかと思う。 この事業自体は着工から 10 年ぐらいを予定していると思われていると思うが、そうすると他の部分は調査をされているところもあるかと思うが、既に工事に入っているということから言うと、もう既にここ以外の部分については 10 年ぐらいで終わるという予定を立てられているということか。	他の区間についても、例えば、八王子南バイパスですと、京王線ですとか、J R との交差があり、その辺の施工に伴う期間などがあるので、まだ今 10 年とか、12～3 年かかるというところの見通しというのは立ってないような状況である。 <回答補足> 本事業とともに、一般国道 20 号日野バイパス（延伸）及び八王子南バイパスの 3 事業が一体となって整備が進められていることについて、評価書に記載する。	11/18 部会にて回答